

## トリムパークフィットネスクラブ会則（入会確認事項及び誓約書）

本会則は、株式会社ウェルラボ(以下、「会社」)が運営するトリムパークフィットネスクラブ(以下「本クラブ」)において、会員の皆様に安全で快適にご利用頂く為に、本クラブを利用する者(以下「施設利用者」)が本クラブへ入会、または利用する上で守るべき定めであり、その効力はすべての施設利用者に及ぶものとします。

### 第1条 入会資格

- 本クラブは、会員が自己管理のもとで施設を利用できることを前提とし、本クラブ、本クラブスタッフ及び他の施設利用者に対し、本会則及び本クラブが定め掲示しているルール、マナー等を守って、利用することを入会の条件とします。
- 次の各号のいずれかに該当する方は本クラブの会員になることができません。
  - ① 本会則、本クラブの諸規則及び注意事項等遵守できない方
  - ② 中学生未満の方(未成年者の場合には、所定の書類に本人とその親権者が連署しなければならないものとし、当該親権者は本会則に基づき責任を本人と連帯して負うものとする)
  - ③ 健康状態に異常があり、医師等から運動を禁止されている方
  - ④ 他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有している方
  - ⑤ 刺青(タトゥーまたは刺青との判別が困難なペインティング等の疑似刺青を含む)をしている方
  - ⑥ 暴力団または、暴力団関係者を始めとする反社会的勢力に該当すると会社が判断した方
  - ⑦ 妊娠している方
  - ⑧ 会社または、本クラブにおいて過去に除名等の理由により会員資格を喪失、または利用禁止と判断した方
  - ⑨ その他本クラブが会員としてふさわしくないと判断した方
  - ⑩ 会費の支払いについて、引落口座をご登録できない方

### 第2条 施設利用

- 更衣、階段昇降、トイレ利用、運動など自立して施設利用ができ、本会則やその他注意事項を理解し、本クラブスタッフの指示等を理解できる方の利用を前提としております。
- 上記「入会資格」、または下記の項目に該当する場合、利用停止、入場禁止及び退場となることを予め了承します。また再三にわたり注意したにも拘らず改善されない場合は、除名となることを了承します。
  - ・本会則、注意事項等を遵守しないとき
  - ・本クラブへの入館、退館時に所定の方法による会員証の提示をしないとき
  - ・健康状態を害しており、運動をすることが好ましくないと判断されるとき
  - ・酒気を帯びているとき
  - ・他の会員とのトラブル等により、他の会員等の施設利用または本クラブの円滑な施設運営を妨げたとき
  - ・禁止事項を行ったとき

#### <禁止事項>

- ・許可なく営利、非営利を問わず物品の売買、営業の勧誘、政治活動、宗教活動又は金銭の貸借等の行為
- ・施設利用者、本クラブのスタッフ、本クラブまたは会社を誹謗、中傷する行為
- ・施設利用者または、本クラブスタッフに対する暴力、威嚇、危険、ストーカー行為
- ・または、盗撮、盗聴、痴漢、覗き、露出、唾を吐く等、公衆に迷惑をかける行為並びに違法行為
- ・落書き、造作、施設・備品類の破壊、施設や器具の通常の利用方法以外の取り扱い
- ・動物・危険物の持込、許可なく会員以外の方を2階へ呼ぶ行為
- ・本クラブの備品類の持ち帰り、第三者の金品の窃盗・破壊
- ・本クラブスタッフの業務を妨害する行為
- ・自己の能力を大きく超え、自力で行うことが困難な負荷や難しい運動
- ・本クラブの許可なく施設内において撮影、及びインターネット上に掲載する行為
- ・喫煙、飲酒、ジムフロア・スタジオ・プール内での食事
- ・プールやシャワールームから濡れたままでの移動、髪染めまたはそれに類する商品の使用
- ・会員種別で定められた時間外の施設の利用
- ・施設利用者の迷惑となる行為、施設利用を妨げる行為並びに本クラブの秩序を乱す行為

### 第3条 登録料、会費及び諸費用

- 会費等について、本クラブは、理由の如何を問わずこれを返還しないものとします。但し、第6条に定める営業の休止が当月内で定休日を除いて連続7日間を超える場合については、月会費等及び各種利用料の全部または一部を返還します。
- 会費は、ゆうちょ銀行は10日に、それ以外の銀行等は12日に当月分を指定口座より引落します。(当日が銀行休業日は、その翌営業日に引落します)

- 本クラブならびに施設の利用がない場合であっても、会費や各種利用料の支払い義務を負うものとします。
- 会社に対し、会費の支払いを3ヵ月以上滞納した場合は除名とします。その場合でも、会費未払い分の支払い義務は残ります。
- 会員証の譲渡、または継承、貸与及び名義変更をすることはできません。

#### 第4条 各種手続き

- 原則、各種届出(変更・退会)については、本人が直接フロントで手続きをします。
- 会員種別、コースの変更、もしくは退会をする場合は、毎月28日までにフロントにて所定用紙を記入し、翌月より変更、退会の場合は当月末退会となります。(変更手数料が必要になる場合があります)  
なお、ゴールデンウィーク前と年末は、口座引落手続きの都合上、期日が変更になる場合があります。その場合は、事前に所定の場所に告知する旨を予めご了承ください。
- 退会手続きは、退会希望月の28日までに本クラブフロントで書面にて行います。退会手続きを行っていない場合、本クラブならびに施設の利用がない場合であっても、会費や各種利用料の支払い義務が発生します。
- 会員証を紛失した場合は、速やかに本クラブフロントにて再発行の手続きを行ってください。  
(再発行には手数料が発生します)

#### 第5条 賠償責任

- 会員は、自己の責任において本クラブの施設等を利用するものとし、次の各号に掲げる事由により、会員が受けた損害に対して、会社および本クラブはその損害賠償の責を一切負わないものとします。
  - ①第2条に規定する行為、または禁止事項をした場合
  - ②本クラブの指定または、指導以外の利用方法で施設等を利用した場合
  - ③本クラブ内及び駐車場で発生した人的、物的事故並びに盗難、紛失
  - ④施設利用者間の喧嘩または、口論等のトラブル
  - ⑤その他本クラブの責めに帰さない事由
- 会員は、本クラブの施設等を利用中に自己の責めに帰すべき事由により、本クラブ、本クラブのスタッフ、本クラブの施設等、他の会員または第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償の責を負うものとします。
- 前項④のトラブルが発生した場合、その損害の有無にかかわらず、本クラブは一切関与しないものとし、当該会員は本クラブに対し相手方との仲介、調停等を求めてはならないものとします。

#### 第6条 営業時間の変更および営業の休止、営業の閉鎖、プログラムの休止および変更

- 会社は、次の各号に該当する場合、本クラブの営業時間を変更または本クラブの営業の全部もしくは一部を休止することができるものとします。
  - ①施設の点検、補修または回収をするとき
  - ②法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化等のやむを得ない事由が発生したとき
  - ③年末年始等、その他会社が一定期間の営業の休止を必要と認めるとき。
- 会社は、火災、停電、電力制限、断水、配水制限、地震、津波、噴火、洪水、台風、雪害、冷害、高潮、戦争、動乱、暴動、騒乱、その他本クラブの責めに帰さない事象が発生した場合、会社の判断により、本クラブの営業時間を変更、本クラブの営業の全部もしくは一部を休止、または本クラブを閉鎖することができます。
- 本クラブは、本クラブの都合等により運動プログラムを変更、延期、または中止することがあります。
- 前項の場合、会社は、本クラブ会員に対し、原則として事前に通知するものとします。但し、やむを得ない場合においては事前の通知を省略することができます。
- 前項の営業時間の変更、営業の休止または閉鎖により、会員または第三者に損害が発生したとしても、会社及び本クラブは一切の責任を負わないものとします。

#### 第7条 会則の変更

- 会社は、本会則等その他本クラブの運営、管理に関する事項を必要に応じて改定することができ、その効力はすべての施設利用者に及ぶものとします。その場合、施行1ヵ月前までに、クラブ内の所定の場所に掲示およびホームページに記載します。また、その効力はすべての会員に適用されます。

#### 第8条 個人情報の取り扱い

- 会社は、会員が提供した会員情報のうち、会員の個人情報(個人情報保護関連法で定められた個人情報)を、本会則、会社が別途定める『個人情報保護方針』および個人情報保護関連法に従って適正に管理します。

#### 附則

本会則は2016年11月1日より発効します。